

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準

（目的）

第1条 三重県が県内の農林水産物生産者及び食品関連事業者等と連携し、農林水産物等の地産地消を推進する「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施にあたり、キャンペーンソング（以下「ソング」という。）を貸し出しすることとし、その適正な使用を確保するため、基準を定めるものとする。

（キャンペーンソングの種類）

第2条 ソングの種類は、三重県が指定するものとする。

（キャンペーンソングの著作権）

第3条 ソングに関する著作権は、三重県が所有する。

（キャンペーンソングの使用等）

第4条 ソングは、「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領に基づき協賛事業者またはサポーターとして登録した者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用申込書（様式1）（以下、「ソング使用申込書」とする。）を提出し、無料で使用できるものとし、複製することができるものとする。

2 知事は、ソング使用申込書の提出があった場合、貸し出しできるものとする。

3 知事は、必要に応じ、使用者に対してソングの使用状況について、報告（様式2）を求めることができるものとする。

（事故、苦情等の処理）

第5条 使用者は、ソングの使用に伴い、県民に誤認を与える使用方法など、事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

（その他）

第6条 知事は、ソングの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、平成16年9月6日から施行する。

この基準は、令和2年10月12日から施行する。

この基準は、令和6年12月24日から施行する。

様式1 (第4条関係)

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用申込書

年 月 日

三重県知事 へ

所在地

(法人以外は代表者の住所)

法人の名称

(法人以外は不要)

代表者の役職及び氏名

(法人以外は代表者の氏名)

電話番号

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準第4条の規定により、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行いたいので、下記のとおり申し込みます。

記

借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借用録音物	CD
複製予定数	
キャンペーンソング 使用開始日	年 月 日
使用店舗・事業所名	

(使用する店舗・事業所名を記載して下さい。掲載欄が不足する場合は、別紙で貼付して下さい。)

連絡先 (名刺添付可)	担当者	(ふりがな)
	役職	氏名
	所属部署	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
	eメール	

※ eメール (ペーパーレス化の推進のため可能な限りご記入ください。)

様式2（第4条関係）

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用状況報告書

年 月 日

三重県知事 あて

所在地

（法人以外は代表者の住所）

法人の名称

（法人以外は不要）

代表者の役職及び氏名

（法人以外は代表者の氏名）

電話番号

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

複製物	CD	その他（ ）
複製数		
キャンペーンソング 使用開始日	年	月 日
使用店舗・事業所名		

（使用している店舗・事業所名を記載して下さい。掲載欄が不足する場合は、別紙で貼付して下さい。）

連絡先 （名刺添付可）	担当者	（ふりがな）
	役職	氏名
	所属部署	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX	
eメール		

※eメール（ペーパーレス化の推進のため可能な限りご記入ください。）